

令 和 2 年

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

第 2 回定例会 3 月 3 日 開 会  
3 月 17 日 閉 会

南 三 陸 町 議 会

令和 2 年 3 月 3 日 (火曜日)

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

(第 1 日目)

令和2年3月3日（火曜日）

---

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者	三浦	清隆君
総務課長	高橋	一清君
企画課長	及川	明君
企画課震災復興企画調整監	桑原	俊介君
管財課長	三浦	勝美君
町民税務課長	阿部	明広君
保健福祉課長	菅原	義明君
環境対策課長	佐藤	孝志君
農林水産課長	千葉	啓君
商工観光課長	佐藤	宏明君
建設課長	三浦	孝君
建設課技術参事 (漁港担当)	田中	剛君
復興推進課長	男澤	知樹君
上下水道事業所長	佐藤	正文君
歌津総合支所長	佐久間	三津也君
南三陸病院事務部事務長	佐藤	和則君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	岩淵	武久君

#### 教育委員会部局

教育長	齊藤	明君
教育総務課長	阿部	俊光君
生涯学習課長	大森	隆市君

#### 監査委員部局

代表監査委員	芳賀	長恒君
事務局長	三浦	浩君

#### 選挙管理委員会部局

書記長	高橋	一清君
-----	----	-----

#### 農業委員会部局

事務局長	千葉	啓君
------	----	----

事務局職員出席者

事務局長

三浦 浩

主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

小野 寛和

---

議事日程 第1号

- 令和2年3月3日（火曜日） 午前10時00分 開会
- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 8 号 南三陸町森林環境整備基金条例制定について
- 第 6 議案第 9 号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第 10 号 南三陸町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第 11 号 南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第 12 号 南三陸町地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定について
- 第 10 議案第 13 号 南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定について
- 第 11 議案第 14 号 南三陸町漁港管理条例及び南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第 15 号 南三陸町消防施設整備等基金条例及び南三陸町地域経済活力創出基金条例を廃止する条例制定について
- 第 13 議案第 16 号 工事請負契約の締結について
- 第 14 議案第 17 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 15 議案第 18 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 16 議案第 19 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 17 議案第 20 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 18 議案第 21 号 業務委託変更契約の締結について
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

本日より3月定例会に入るわけであります、ご案内のとおり新型コロナウイルス感染防止対策という観点から、この議場に入っている皆さん方にマスクをつけるようご協力をお願いしております。何とぞよろしくお願ひいたしたいと思います。

本定例会は、令和2年度の予算審査の議会であります。復興事業最終年度の予算編成となつておりますので、どうか皆様方におかれましては、議員としてその審査をしっかりとしていただきたいことを希望するものであります。また、今回の定例会、一般質問が10名となっております。県内はもとより全国でもその全国の市町村、定数の約7割から8割の方々が一般質問いたしております。でありますので今回は10名でありますが、次回からはもっともっと多くの方々に一般質問していただけるようにお願いするものであります。

以上で私からの挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において15番山内昇一君、3番佐藤雄一君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から3月17日までの15日間とし、うち休会を7日、8日、11日、14日及び15日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの15日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、昨年11月13日に開催されました全国町村議会議長会定期総会において、菅原辰雄議員、星 喜美男議員の両名が永年在職議員として自治功労表彰を受賞されました。菅原辰雄君、星 喜美男君、誠におめでとうございました。

本来であれば南三陸町議会先例及び運営基準第162項の規定により、表彰状の伝達を行うところですが、受賞者からの申し出及び昨今の状況を鑑みて、紹介のみとさせていただきます。

次に、議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、陳情1件が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会よりお手元に配付しておりますとおり、陳情審査報告書が提出されております。

次に、監査委員よりお手元に配付しておりますとおり、定期監査報告書、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、高橋兼次君、星 喜美男君、倉橋誠司君、佐藤雄一君、今野雄紀君、菅原辰雄君、千葉伸孝君、須藤清孝君、後藤伸太郎君、及川幸子君、以上10名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） おはようございます。

総務常任委員会の所管事務調査を報告いたします。資料の3ページをごらんください。

調査期日、調査場所につきましては、記載のとおりでございます。

調査事件は付託事件の審査、それから町の財政状況についてでございます。

調査目的、東日本大震災発災から9年が経過しようとして、震災復興交付金事業期間も残すところ1年余りとなった。これまで世界各国、日本各地を初め、国、県からの支援等により

復興へと歩みを進めてきたが、復興創生期間終了後は自立の道を歩んでいかなければならぬ。そのためにも人口減少や高齢化社会が加速化し、持続可能なまちづくりを目指さなければならぬ現状にある当町の将来を見据えた財政状況を把握し、事前に対策を打ち出すことが重要であると考えることから、町の財政状況について調査を行うものである。

調査事項、町の財政状況と今後の見通しについて。

調査概要でございます。付託事件の審査につきましては、先ほどご報告もありました陳情審査報告書をごらんください。

(2) 町の財政状況について。総務課職員及び会計管理者から震災後から現在までの財政状況について聞き取り調査を行いました。説明におきましては平成22年度から現在までの財政状況の推移、各種基金の残高状況、今後の普通交付税の見通しなどについて説明を受け、現在の課題を整理し、町財政の今後の見通しについて調査、検討を行ったところでございます。

本件につきましては、震災からの復興事業により増加した町有財産の維持管理経費等について、また今後縮小していくであろう財政収入の補填対策等について、引き続き検討する必要があるため、調査を継続するものでございます。

以上よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） ただいま委員長報告並びに委員長説明に対し、疑義がありましたら疑義を正す発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） それでは産業建設常任委員会から第8回定例会で議決された閉会中の所管事務調査結果を報告いたします。

1、2、調査期日、調査場所については記載のとおりでございます。

3番目の調査事件につきましては、林業振興についてでございます。

4番目、調査目的については、町の面積の約8割を占める森林は、あらゆる産業分野の源であると考えております。当町の産業の全てに影響を与える森林の今後の適正な管理及び林業振興の方策について検討するため、調査を行ったものであります。

5番目の調査事項といたしまして、FSC認証取得の効果と適正な森林管理に対する取り組みということでございます。

6番目の調査概要につきましては、平成27年にFSC国際認証を取得した後の状況及び効果、今後の適正な森林管理の方向性について聞き取り調査を行いました。

来年度から森林環境税及び森林環境譲与税を活用し、林業経営者や町が主体となって個人所有の森林まで管理できる制度を導入することになりました。本件については適正な森林管理体制の構築とFSC認証林の面積拡大、FSC認証材のブランド化や販路拡大に向けた取り組みなど、今後も検討を重ねる必要があるため、継続調査とするものでございます。

よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 委員長の報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、ただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で産業建設常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 民生教育常任委員会から調査報告をいたします。

去る2月18日、役場3階会議室において環境対策について環境対策課より聞き取り調査をいたしました。

初めに台風19号の災害発生により、災害廃棄物の処理は、震災後の多忙を極めた中で3月末までに処理の見通しとなりました。昨年10月1日のごみ袋の有料化があり、若干ですが家庭ごみの減少につながりましたが、処分費は目に見えた改善等はなっていないようです。また、生ごみに関しては実証実験の活動の中で回収率の増加を図っています。そのほかにごみ処理場として志津川地区のクリーンセンター、そして歌津の草木沢焼却場の老朽化があり、今後の改修が必要と聞き取りました。

また、現在、新型コロナウイルスの感染問題も民教の所管として、病院の対応や高齢者、子供たちの命を守る活動について国政の政策、対応にも今後注視していきたいと思います。

持続可能なまちづくりの環境対策、海の保全なども今後も民教としての調査に取り組んでいきたいと思います。

細部については、記載のとおりであります。

よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査を行った結果を報告いたします。

令和元年12月24日は令和元年第9回臨時会の議会運営について、また令和2年2月4日は令和2年第1回南三陸町議会の臨時会の議会運営について調査を行ったものです。また、令和2年2月27日には、第2回南三陸町議会定例会の議会運営について調査を行ったものでございます。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対しまして、疑義があればただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会広報特別委員会より、お手元に配付したとおり閉会中の調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは議会広報特別委員会の調査報告を行います。

調査期日、調査場所、調査事件、調査目的、調査事項につきましては記載のとおりでございます。

調査概要といたしまして、議会だより第56号を発行いたしました。また、議会だよりお知らせ版を発行いたしました。議会の傍聴者増加を図るためにございますけれども、今回に限りましては、傍聴をお勧めする文言を一部削除いたしまして、昨今の状況に合わせたところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、ただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で議会広報特別委員会調査報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員会より、お手元に配付したとおり閉会中の調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 議会活性化特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

令和2年2月4日と2月17日に、住民と議会との懇談会を開催いたしまして、今回は農業関係団体との懇談会を実施いたしました。細かい内容については現在整理中でございまして、いずれ何らかの形で町民の皆さんに報告をしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義をただす発言を許します。

（「なし」の声あり） ないようありますので、以上で議会活性化特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、令和2年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多忙の中、ご出席を賜わり感謝を申し上げます。

令和2年第1回臨時会以降における行政活動の主なものとして、新型コロナウイルス感染症への対策についてご報告を申し上げます。

昨年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス感染症は、その流行地域が世界に拡大し、日本国内においても広い範囲で感染者が確認され、また、この感染症による死者も発生している状況にあります。

この新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るべく、本町においては南三陸町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、情報の収集や必要な対応についての検討などを行っているところであります。

既に報道等もなされているとおり、国からは各種イベント等の開催自粛や、全ての小・中・高校の臨時休業について要請がなされるなどしており、本町においても町民皆様の安心・安全を確保すべく、関係機関と連携し、今後も継続して必要な対応を図ってまいります。

なお、国からの要請も踏まえ、3月11日にとり行います東日本大震災南三陸町追悼式につきましては、ご遺族の皆様並びにご来賓皆様の安全の確保を最優先に、実施形態を見直し、式典の部はとり行わず、総合体育館文化交流ホールに設置する献花台にそれぞれ献花いただくことといたしました。ご遺族の皆様並びに関係皆様には、本件趣旨についてご理解をお願い申し上げるものであります。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（三浦清人君） 町長の行政報告に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

暫時休憩をいたします。

午前10時19分 休憩

---

午前11時46分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

---

日程第5 議案第8号 南三陸町森林環境整備基金条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第5、議案第8号南三陸町森林環境整備基金条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第8号南三陸町森林環境整備基金条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、森林環境整備等の推進に必要な財源に充てるため、地方自治法第241条第1項に基づき、当該基金を設置するものであります。細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） それでは、議案第8号南三陸町森林環境整備基金条例の制定について細部説明をさせていただきます。

内容につきましては、議案参考資料の3ページをお開き願います。

表題に南三陸町森林環境整備基金条例の制定についてと記載の資料をごらんください。

まず今回制定いたします基金条例の概要の前に、前提となります1番、森林管理制度の概要から説明をいたします。

①から順を追って説明をさせていただきます。

まず、町では森林の施業管理が15年以上行われていない森林所有者を対象に意向調査を行います。次に、森林所有者みずからが森林の適切な経営管理ができない場合について、町が経営管理の委託を受けるのが②でございます。この②の括弧内の経営管理権というのは、森林所有者の委託を受けて伐採等を実施するために、町に設定される権利のことです。次に③でございますけれども、委託を受けた町はその山林が林業経営に適した森林であれば、

意欲と能力のある林業経営者に再委託し、集積、集約化をしてもらいます。しかしそうでない場合、④でございますけれども、経営が成り立たない、条件が悪く、再委託ができない森林の管理を町が行うことで、整備を推進し林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることが制度の趣旨となっております。⑤につきましては、所有者不明というよりは、何代も前の方からの相続登記がされておらず、自分の山がどこにあって境界などもわからないという所有者がいると推測されますので、そういった森林管理を行う意思のない方につきましては、一定の手続きを経て町が受託をするというところでございます。

次に、今回制定する森林環境整備基金の財源となります2番の森林環境譲与税についてでございますけれども、森林の整備、保全を目的に導入された新税であり、その使途として担い手育成、木材利用促進などにも活用できるという仕組みとなっております。

これらの内容を踏まえまして、3番の南三陸町森林環境整備基金条例の概要でございますが、今年度から譲与されている森林環境譲与税については、後年度における事業として森林整備に関する施策など、次の4の基金活用事業の上から3つのポツですね、意向調査、協議会の設置、森林整備の推進がまず第一義的に優先する事業であり、4つ目以降の公園整備、木材利用や普及啓発、その他人材育成等の費用などにも充てができるという内容でございます。

なお、資料には記載されておりませんけれども、当町に配分される森林環境譲与税額につきましては、県試算によりまして今年度は約1,000万円、次年度から令和5年までは2,200万円から3,000万円弱、令和6年度以降につきましては、約3,500万円が当町に配分される試算となっております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 大きく言いますと2点になるかなと思うんですけども、ちょっと概要のお話、森林環境譲与税につきましては、まず森林環境税、徴収していないですよね。誰からももらっていないんですけども、まず配るほうを先にやるということで、令和6年、今お話の中でありました令和6年から3,500万円ということですけれども、金額が一人歩きするとあれなので金額がどうこうという話はしたくないんですが、そのときから徴収が始まる、一人1,000円だとなっていたと思うんですけども、前倒ししてもらう分ですね、2つ、今その具体的な取り組みはどこまで進んでいるのだろうかということと、あくまでも今までなか

なか手が行き届かなかった森林に手を入れるための財源にする基金ですので、その目的外以外、目的外以外というと変ですね、目的以外の使途になるべく使われないような条文構成にすべきかと思っているんですけれども、提案された条例、議案書の2ページにございますけれども、その設置の部分、第1条ですね、おおむね森林に関することが書いてあるんですが、最後地球温暖化の防止に関する施策とあるんですね。関係ないかと言われれば関係あるとも言えるんですが、曖昧な部分はなるべく排除したほうがいいと思うんですけれども、その森林の集約化であるとか、能力のある担い手への再委託をするという方向性以外にこの基金を使われないように、しっかりと考えていくべきだと思いますけれども、現時点での考えを伺います。今どこまで進んでいるのかということと、目的以外に使われないようにちゃんと考えているのかどうか、その2点お伺いします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず1点目、今具体的な取り組みについてというところでございますけれども、今年度町としては森林所有者の情報システムの改修事業を行いました。これについては自分の山がどこにあるかという問い合わせに対応できるようなシステムを構築しました。そのほかに例えば町内の全体及び各エリア、地区ごとですね、歌津地区、入谷地区、戸倉地区、志津川地区。そういうエリア別の民間山林、国有林、あとは町有林、それの林齢別の色分けですか、あとは過去15年以上施業していない山林の分布状況を整理をしたという内容、本来であれば意向調査等までできればよかったですけれども、今年度につきましては、このようなシステムの改修の構築に時間がかかってしまったというところでございます。

次の目的以外に使われないようにというところでございます。今回基金条例制定に当たって、地球温暖化という部分の文言も入れたところでございます。これにつきましては、今回森林環境整備基金に関しましては、林業関係というくくりの中で制定をいたしました。したがいまして、CO<sub>2</sub>の吸収をクレジット化したフォレストックという部分の販売についてもこの中に入れていくという内容となっております。したがいましてそれ以外の目的以外の部分に使われるということはないと思っております。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1点目ですね、その現状把握といいますか、町の山林、森林がどのような状況になっているのかということを把握するためのシステムをつくりましたというところまでなのかなと思います。森林環境譲与税は総額、全額の積み立て、この後補正予算で出

てきますので金額の話は置いておきたいんですけども、全額積むということですので、今年度はその譲与税については手をつけていないという考え方でいいのか、一つ確認します。

もう1つは、2点目と関係してくるんですけども、要は今までの取り組みの延長線上にこの基金があるという認識では、その抜本的な改善につながっていかないんだろうと思っておりますので、目的外の使用であるとか、基金の取り崩しということには慎重になるべき、だから条文をもうちょっと制限すべきというお話を申し上げたわけでございますけれども、1つ具体的な例を申し上げて懸念しているのは、宮城環境税というのがあります。町内でどうなっているかというとLED照明に変わっているんですね。それがいい悪いといういろいろな考え方があると思うんですけども、二酸化炭素、CO<sub>2</sub>の削減であるとか地球温暖化の防止に関する施策にも使えますよというこの条文を残しておくと、拡大解釈して、であればこういうものにも使えるんじゃないかというような方向に広がっていきかねないなということはやはり懸念をしているところでございます。今担当課からは明確に林業の発展、それから振興に使っていくんだというご答弁でございましたけれども、政策的なことですので町長にもお伺いしますが、基金をただ積み立てておいて何に使おうかなということではなくて、もうこれに充てるんだと、こういう計画の策定であったり、この協議会の設置であったり、こういったところに具体的に使っていくんだという道筋がしっかりと見えているという保証が私としてはほしいなと思うんですけども、この森林環境譲与税、せっかくいただく財源ですので、基金条例の制定に関してということとはちょっとずれた質問、質疑、趣旨になるかもしれませんけれども、使い道をしっかりと限定して進めていくんだというお考えをぜひお伺いしたいなと思いますけれども、町長はどのようにお考えですか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 森林環境税導入の話が出たころから、町内の林業を経営している皆さん方、この資金使途については非常にいろいろシビアにご意見を賜っておりますので、協議会をつくってそこの中で実際に林家の方々もお入りになるわけで、実際に林業の活性化につながるということがいろいろ私もお話を聞きしておりますが、多分そういう趣旨の基金の使途というか、それが非常に多いと思っておりますので、ご懸念の部分については多分私は起きてこないのかなと感じてございます。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 懸念される部分についてなんですけれども、まず先ほど順を追って説明をいたしました森林管理制度の④の部分でございます。そもそも私は森林経営をし

ませんよという方々が町に申し入れします。町は条件のいい場所に関しては、林業経営者に再委託すると。その条件の悪い山林の整備をまず町が行わなければならないのが第一義的な一番の事業、それに今回この譲与税を充てるということでございます。これに関しては都道府県、市町村に関しては毎年この森林環境譲与税の使途を公表しなければならないとなっているところでもございますし、そのほかの環境に関する用途に使われるのではないかというご懸念もあると思いますけれども、それに関しては例えば当課が所管しております基金に関しては、農業関係、緑豊かで活力のあるふるさと創造基金、それがありますので、それと今回の森林環境整備基金を明確に分けたという内容でございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 言葉尻を捕まえてしまうと大変恐縮ですけれども、多分大丈夫でしょうという多分では、ちょっと困るなという思いもありますので、そこはしっかりと明確におっしゃっていただきたかったなとは思っております。

聞いたお話ですけれども、基金に積み立てておいて余り使わないと。どんどんどんどん基金が積み重なっていくという状況のところには、これ町に直接入ってくる分もありますけれども、県を経由して入ってくる部分もありますので、入ってくる税収が少なくなってくると。配分が減ってくるというようなお話も聞いたことがございます。その辺の懸念関係、情報等は入っていないのか最後に確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） ちょっとそもそも今回、今年度1,000万円入って、来年度には2,000万入るというような状況の中で、そこの基金を積みっぱなしにするという考えというのは全く持っていないというところが前提でございます。例えば今回システムによって、6,600ヘクタールの人工林がございました。そのうち15年以上施業されていない森林というのが3,300ヘクタール、恐らくその3分の1前後、1,000ヘクタールというのは町が一義的に引き取らなければならない森林になるのかなと推測はされますけれども、例えばその1,000ヘクタールのうち、100ヘクタールを除伐を実施した場合に、費用というのは1,600万円から1,700万円かかると。条件が悪いのでもう少しかかるかもしれない。そういう中で町としては計画的に森林経営計画は立てておりますので、そういう意味では積みっぱなしというのはありませんし、したがって今試算の県の配分が減るということはないと考えております。

○議長（三浦清人君） 昼食のための休憩をいたします。再開は1時10分といたします。

午後0時02分 休憩

---

午後1時09分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

議案第8号の質疑を続行いたします。13番山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） 13番です。この森林管理制度の概要ということで先ほど課長からご説明をいただきましたが、改めましてこの適切な管理が行われていないその森林について、委託、受委託を提携するということでしたが、その森林に当たっての林齢と、そしてまたその所有者をどのくらいこの町内で見込まれておるのか、先ほど調査の経緯をお話をしておりましたが、改めてその点をお伺いしたいと思います。

それとまたあわせて、この委託に関する期間等はどのようにになっておるのか、まずもつてその点をお知らせください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 委託いたします林齢と所有者の数というところでございますけれども、現状先ほど少し説明いたしましたけれども、町内に人工林が6,600ヘクタールございます。そのうち15年以上施業していない山林、これが3,300ヘクタールございます。その3,300ヘクタールの所有者の人数というのが3,129件ございます。町内は2,706名。町外が423名。これが所有者の数で、林齢ですけれども、今町内で一番多い林齢が40年生から65年生の伐期に達した人工林、これが8割を占めています。そういう中で一日も早く町としては今回の制度に乗っかって整備を促していくたいというところでございますけれども、委託の期間につきましては、恐らく5年のスパンがありますので、計画期間の5年のスパンがございますので、こういった中で委託を受けるんですけれども、ただ年々例えば今虫食い状に散らばっている民間の委託を受けたい、要は施業ができない民間の所有の山林が年々例えば集約になってくれば、そこで例えば経営が成り立つようになるのであれば、それは町が一義的には受けますけれども、そこは新たに意欲と能力のある林業経営者に再委託もできるのかなと考えますので、一旦は町で受けます。それで受けてすぐ条件のいい場所は意欲と能力のある林業経営者に渡しますけれども、そこで条件の悪い部分は町が受けますが、そこはある程度集約できた段階、または毎年例えば町が除伐、間伐を行って経営が成り立つような山林になれば、そこはまた意欲と能力のある森林経営者に再委託をさせるという流れになっているというところです。

○議長（三浦清人君） 山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） ある程度のその基本となるところは、お示しをしていただいたんですが、例えばその樹齢40年から65年ですか、それを受け委託的に伴って、町で適正な管理をしていくということは全く所有者にとりましてもありがたいところではあります、5年間の期間の中で以降、例えばその所有者にまた戻すという解釈でよろしいんですね。例えば5年間の件、ちょっとそこの辺を私、鵜呑みにしているかと思うんですが、その点をもう一度お示しをしていただきたいと思います。

それから窓口となるのはもちろん町なんだけれども、その意欲のある方々、委託をしてまたそれを請け負っていただく方々はどのような組織にされているのか、その点をお示しください。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 一義的には5年の計画、施業計画、また契約によって行いますけれども、5年たったからといってまた所有者に戻すのではなくて、そこは更新という形をとっていくというところです。もちろん5年たってやっぱり自分で管理すると言わればお戻しいたしますけれども、恐らくそうはならないと思いますので、そこは更新をさせていただくというところでございますし、一義的に町が窓口になります。委託先、要は意欲と能力のある業者、委託先というのは町内では民間2社だけでございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この制度の概要について、いろいろあるんですが、この④番の再委託しない森林等というのは、これは経営に適さない森林なのかどうか、その辺確認。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） おっしゃるとおりこの④番の部分につきましては、町が一旦経営の意欲がないと、そういう所有者から窓口として受けて、そこで恐らく（「経営、森林経営に適しているものなのかという考え方なのかどうなのか、そこの森林」の声あり）端的に言うと経営に適さない森林でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） ということはこれを全文読みますと、④番。市町村みずから森林経営管理事業を実施するということは、管理だけでなく経営もするということで解釈できるんですが、経営に適さない森林をどうやって経営するのかなというような1つの疑問があるんですよ。その辺はいかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今ここで想定しておりますのは、経営には適さない森林ですの  
で、ただ先ほどお話ししたようにそういった場所が集まって一団の施業団地が形成されれば、  
そこはもしかすると将来どうなるかわからないということでございますので、町が預かって  
いる部分に関しましては、そこは適切な除間伐等を行って、森林の成長を促していくという  
内容です。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 先般活性化特別委員会で、懇談会をした際にいただいた資料があるんで  
すよ。これ林野庁が出したのかなと思うんですがね。そこにおいては、市町村は管理だけな  
んですよ。適さないところは。経営は書かれていませんよね。林業経営に適した森林だ  
けは、委託してやってもらうということなんですよ。するとこれと何かちょっとずれ感があ  
るのかなという気があるんですがね。その辺は手元に資料はないのかな。この資料は。そ  
の辺確認したいんですけども。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今ご指摘のあった部分に関しましては、一応林野庁の書類にお  
いても、文言としては市町村森林経営管理事業とはなっておるところでございます。ただそ  
の経営という部分が搬出間伐をして町がその森林の経営をやるということではないと思いま  
す。単に森林の成長を促すためのいろいろな間伐等を行っていくという部分の経営というこ  
とです。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） その林野庁の文言に、文言が一致していればそれで構わないんですけども、  
今の解釈でよろしいわけね。わかりました。

○議長（三浦清人君） ほかに。 7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。私からは⑤番の所有者不明森林等において一定の手続きを経  
て市町村が経営や管理を受託とあります。先ほどの説明の中で、相続登記がなされないでい  
るという現状があるわけなんすけれども、その方たちは一定の手続きをすれば市町村が管  
理経営しますよということの解釈だと思われますけれども、そこで関連して、今町内には部  
分林、分収林ですね、各地区にあるわけですけれども、それがこういう震災で地区がばらば  
らになって、その存続が大変だということも聞かれております。そうした中でこの事業と分  
収林、それらの関係性、整合性がないような、これを見ますとないとは思われますけれども、  
今後そういうところをこれらにスライド、組み込んでいくのか、分収林は分収林で今までど

おりに別枠でやっていくのか、その点が1点と、それから説明の中で今40年から60年が8割ということは、伐期を迎える木がほとんど8割があるということなんですけれども、そういうところを管理経営を任せられた場合、例えば2年になるか5年、今5年というお話がありましたけれども、そのとき売った場合の収入というのは任せられた限りはこの事業でやって、その受託したご本人には全然いかないのか、いくのか、その辺をご説明願います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 分収林の関係でございますけれども、分収林とこの所有者不明森林、⑤番に関しては、これは全く別の問題として捉えております。あくまで分収林に関しましては、一定の所有者が明確であって、なかなか存続が大変ということは承知しておりますけれども、それをもって町が分収林を町の管理に置くために一定の手続きをするということは行いません。そこは分収林は分収林の団体の中で経営していただくというふうな。できないという場合には、そこは先ほどお話ししたように、意欲と能力のあるところに再委託、できなければ町ということになるんですけれども、あくまでそれはおっしゃっている意味は寄附というふうにとられるとちょっと語弊があるんですけれども、そういうことはしないというところでございますし、あとは伐期齢を迎える森林が多いと。金額の部分については、それは儲かる森林であれば、それは先ほど言ったように、民間の意欲と能力のある業者にお任せしますので、その民民の間での要是利益の配分の計画を立てて、そこで金額が分配されるという仕組みですので、町はそこは入らないというところです。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） わかりました。では今後分収林組合のほうから人数もばらばらになったので、存続ができないよと言われた場合には、引き取る可能性があると。町では引き取る可能性に、あくまでもないということですね。

それとこの関連でお伺いしますけれども、FSC、今一部だけのこのFSCの取得なんですけれども、今後この南三陸町でそういうFSCをとる森林経営者の人たちをふやしていく考えがあるのかどうか、その辺をお聞かせください。

そしてまたこれも大事なんですけれども、やはり昔から何十年とやってきた分収林の扱いにも少し手をかけていくべきかなと思われますけれども、今後の対応としてお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今後のFSCの拡大というところでございますけれども、当然

単純に南三陸町内に生息している木が全て誰かの管理になってFSCに自動的になるということではありませんので、そこはいろいろな手が加わって森林として立派なという表現はおかしいですけれども、施業計画が立ててあってそれに基づいて除間伐がなされている森林、これをFSCにいたしますので、そこは今後のこの制度によってふえていくのかなとは考えております。

分収林の問題ですけれども、繰り返しになるかもしれないんですけども、町としてはこの分収林の取り扱いについては、議員のお話があったように木材価格の下落によって適正な管理をされなくなっているというところがあるんですけども、固定資産税の関係等もあってなかなか経営ができないので町の方に引き取ってくれという話はありますが、ただそこは先ほどお話ししたように、そういう寄附を受け付けることによって、分収林だけではなくて個人の方の影響もございますので、そうすると町としては固定資産税の減収に加えて、森林の維持管理という部分の経費の増額という部分も考えられますので、町財政のほか、ひいては必ずしも町民の利益とはならないと判断して、現状ではそういう分収林の引き受けは行わないという内容となっています。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 何点か伺います。

今課長の説明ですと、手入れのされていない山の整備のための基金という、そういう説明だったんですが、そこでお伺いしたいのは今回のこの基金の条例を制定することによって、いろいろ手入れ等の作業も生じるわけなので、そこで雇用の創出の可能性というか、そのところを伺っておきたいと思います。

それとあと同時に現在そういう作業に従事している方たちの、おわかりでしたら年齢構成等も伺っておきたいと思います。

もう1点、先ほどFSCのことも出ましたが、私が伺いたいのは今回のこの基金でFSCの登録とか更新、維持関係の費用として使えるのか使えないのか、その点伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回の基金の創出というよりも、環境整備に係る管理制度を行うことによって、当然民間の林業経営が活発になるという部分では、雇用の創出というはある程度図られるのかなとは考えております。ただ現状でその林業従事者のちょっと年齢構成まではわからないんですけども、人数的には2010年のセンサスでは林業経営体は98ござ

いました。最新の2015のセンサスによると49経営体、ちょうど半分になっているという状況でございます。

今回FSCの登録に関してこの基金を使えるのかというご質問に関しましては、それはFSCの登録には使わない、明確に区別したいと考えています。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） そこで今の説明でちょっとわかりづらかったんですけれども、新たな雇用の創出というか、山関係の仕事につけるような、例えばなんですけれども、よくよその市町村ですと山関係の地域おこし、町おこしですか、そういったところの人たちも結構いるみたいなんですけれども、当町においては今回のこういった1,000万から将来的には3,000万ぐらいなんでしょうけれども、若い人のこの林業関係の就業というんですか、そういう可能性は少しでも見られないのか。現在でも自伐型の林業とかで頑張っている方もいるみたいなんですけれども、その点再度伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 他市町村においては人材育成のほうに力を入れている市町村も確かにございます。ただ現状は非常に林業経営厳しい状況ということでございますけれども、今後森林、林業に係る専門的な知識の習得という部分の中で、人材育成に関しましても推進していきたいとは考えておりますけれども、町としては森、里、町、海の資源循環ということを掲げて環境に配慮しながらまちづくりを進めているという中で、木を使うことが環境を守ることにつながっているという理解ができるような木育といわれる、そういった将来林業に携わる人材育成、森林の専門的知識に興味を持っていただけるような、そういった仕組みという部分、なおかつ民間企業が儲かるような、そういった林業経営の仕組みというのが今回の制度によって、もしかすると構築される可能性もございますので、そういった意味で人材育成も含めてそういった担い手の確保という部分は考えていきたいと考えています。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 大体わかりましたけれども、それで再度伺いたいのは、雇用等は難しいということなんですが、そこでいろいろな意味で今課長が答弁で言ったような木育ですか、そうすると付加価値というかその部分の取り組みも重要だと思うんですけれども、そういう部分に関してこれから力を入れていくという部分があつたら伺いたいと思います。

あと今の答弁ですと、民間の企業が儲かるようなシステムということで、前者の質問のときも出ましたけれども、民民での利益を分かち合うということなんですが、そこで最後1点だ

け伺いたいのは、やる気と意欲のある企業という方たちという答弁が再三出ているんですけども、いろいろな協議会等の中でやる気のある企業の中から、それと同じ枠に入るのかどうかわからないんですけども、森林組合の頭の人がそういった同じところから出ていて、大丈夫と言ったらおかしいですけども、言い方を悪くすると私物化にはならないのか、その利害関係のところがしっかり担保できているのかどうかだけ伺っておきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） まず1点目の今後の付加価値という部分、これからは力を入れていくというところに關しましては、今年度補正予算でも上程いたしましたけども、入谷のファブラボの事業ですか、あとはそういった取り組みの中でFSCのCOCの認証を受けるという取り組みも進んでいっておりますので、そういった意味では今後6次化にもつながるような形にもっていきたいと考えております。

あと民民の中でこの意欲と能力のある企業という中に、当然森林組合も入っております。ただ先ほど冒頭この制度の説明でちらっと触れましたけども、まずもって今回のこの基金に当たって、町として施業するわけなんですけども、ある一定のエリアをまずモデルエリアとして選定して、そこをやっていきたいとは考えております。どのような中身にするのかというところに關しましては、協議会でもって事業を進めていきたいと考えております。その協議会の中身に關しましては、先ほどお話しした2業者も入ったFSCの管理協議会もございますけども、そのほかに例えば今月締結を結びますイヌワシ生息環境再生プロジェクトの中で国有林も入りますし、あとは登米市と町、あと環境団体が入ります。また、あと民間団体で植樹をしてもらっている団体もございます。全日空のANAの心の森だったり、あとは楽天バットの森だったり。そういういろいろな活動をしている方々も含めて協議会に入れて、今後の町のこの森林を考えていくという協議会がございますので、私物化になるという懸念はないと考えています。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第9号 南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、議案第9号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第9号南三陸町行政組織条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、復興事業の進展に伴う効率的な組織運営等を目的に、南三陸町行政組織条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。企画課長。

○企画課長（及川 明君） 議案第9号の細部説明をさせていただきます。

本案につきましては、復興推進課を廃止、建設課に統合するなど所要の改正を行うものです。議案関係参考資料の4ページをごらんいただければと思います。

最初に第2条でございますが、復興推進課の廃止に伴い、削除修正するものでございます。

第3条では、保健福祉課の分掌事務のうち、東日本大震災への対応を色濃くした文言を修正するとあわせて、復興推進課で所掌しております都市計画、市街地整備等の分掌事務を建設課に追加する改正となっております。

また、次のページ、5ページになりますが、附則の部分でございますが、関連いたします都市計画審議会条例の第6条中の復興推進課を建設課と修正するものでございます。

今回の改正につきましては、復興推進課が担ってきました復興事業が一定程度進展したことによりまして、これまで以上に効率的な行政運営が求められる状況下におきまして、行政改革大綱におきます重点事項でございます組織の簡素化、合理化を目的に改正するものでございます。今回の改正によりまして、昨年発生しました台風19号被害を含め、今後も常に自然災害への対応について求められている現在の状況を踏まえますと、技術職の一元化が図られるなど、災害対応への機動性も向上するものと考えております。

なお、本条例につきましては、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 4番です。何点か復興推進課長、これまで本当にご苦労さまでした。

新しい組織づくりということで、なったと思うんですけれども、復興推進課が行ってきた事業、都市計画、そしてURとのいろいろな整備事業があったと思うんですけれども、これまで9年間で大体その事業は何%ぐらい、何割ぐらい終わったのか。その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） ご答弁申し上げます。

本議案、提案までの間に当然当課ヒアリングを受けておりまして、現状について町として共有をさせていただいております。

まず残る業務でございますけれども、ほぼほぼ高台の工事が完了いたしております。そして区画整理事業につきましても昨年3月8日換地処分ということまでいっております。浜々の高台もすべて完了、災害公営住宅もすべて完了しております。残る工事といたしましては、震災復興祈念公園の工事がまだ未了でございまして、これは令和2年の秋の完成を目指しております。加えて中橋の工事につきましても令和2年の秋ということを目標に現在工事を進めております。加えて八幡川西側地区の当課で所掌しております環境整備工事、これにつきましては、本定例会に工事請負契約の締結についてということで、付議をさせていただいております。それ以外に細かい事務的なことはあるんですけれども、大どころといたしましては高台、そして区画整理等々につきましてほぼほぼ完了しているということでございます。

UR絡みというご質問もございましたが、UR絡みで残っておりますのは震災復興祈念公園ということになろうかと思います。以上です。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） UR都市機構が発災後に町と一緒に被災地の再建、これまで頑張ってきた経緯はわかります。そういった中で、URがある程度復興事業が終わった時点でURが撤退するのかなという方向で私は聞いたんですけども、基本的には秋の9月ですかね、復興祈念公園の完成をめどに大体こういった復興推進課の事業としてもURのかかわりは終わると。そういう内容でよろしいでしょうか。

あと土地換地に関しては、2月3月に入ってその土地に関しての経費の残った分を地権者で分けるという形の事業もやっていたんですけども、ちょっとその辺もうちのほうもそれにかかわっていたので、とりあえずいいですということで、その配分額をもらうことはしなかったんですが、そういう事業も含めてすべて土地の換地に関しては終わったという形の

判断でいいんでしょうか。土地に関してはあと何の換地事業に関しては問題ない、都市計画に関しても祈念公園以外は問題なく進んだということなんでしょうか。まだそれとも問題的な部分は復興推進課の中に残っているという判断なんでしょうか。その辺最後にお聞かせください。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　言葉足らずで申しわけございません。

まず祈念公園でございますけれども、現場の工事は9月末を目標にということでござります。ただ現場が終わりました後に経費の精算とかそういった所要の事務がございますので、9月末をもってURなりCMJVがこの場から、南三陸町を後にするということではないということでございます。参考までにURとの契約は祈念公園につきましては、令和2年度末までの業務委託契約でございますので、それまで、要は来年度末までの間に業務をすべて完了させるという目標でございます。

あともう1点だけ、区画整理の関係でございますけれども、換地処分は民有地につきまして換地処分をさせていただきました。区画整理事業のエリアの中の町有地部分、具体に言いますと旧港橋があったあたりですね、今見晴らし台があるあたり、そしてあとは中橋の端部、そして旧志中大橋のかかっていたあたり、これにつきましてはどうしても令和2年度まで工事が若干残ってしまいます。この工事につきましても令和2年度、若干でございますけれども、町有地部分ですね、町有地換地部分につきまして若干工事が残るということでございます。

最後に議員からお尋ねがございました、いわゆるこれ精算金ということで、数十円から数百円、あるいはという部分のお金の出し入れの部分の事務もさせていただいておりましたが、これにつきましてもほぼほぼ令和元年度、ことしの3月までにほぼほぼ終わるのかなというところまで来ております。以上です。

○議長（三浦清人君）　千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）　課長、ありがとうございます。URとの関係、まだまだ令和2年度末ということなので、しっかり最後まで仕事をやってほしいと思います。

あともう1つ今私毎日町内を歩いて感じているんですが、祈念公園の一部開園、築山、あそこに上っている人影がちょっと私的には見えないので、どれぐらいの築山を上って町内を見渡している人の出入りというのはどれぐらいあるのかなと。ただあと町民の方から言われたのは、築山のてっぺんのあそここの座って休むところの屋根がしっかり雨を防ぐのではなく

て、ところどころ木があるというような設計なんですけれども、あれで何の問題もないということですか。その2つだけお願ひします。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　当課として今、朝9時から夕方4時までということで開園をしておるところなんですけれども、一人一人まで出入り口に張りついてやってはおりませんけれども、施工業者に誘導員等おりますので、そうした方に参考までに本当に一人一人まではいいからということで、ざっくりでもいいからちょっと何人来たか教えてよと、見ていてよという話はさせていただいておりまして、ざっくりですけれども、大体1日15人から20人ぐらいの方々がおいでになっているというようなお話はさせていただいております。毎日例えば数百人が上がるとかいう成果指標をもってつくったわけではございませんので、思いのある方がその時間を見つけて築山の上で静かにという場として考えておりましたので、この数字について特段のどうのこうのということは思っておりません。

済みません、パラボラの部分でございますけれども、日差しよけというようなイメージでございます。私もこのとおりなので、藤棚とかいうのもいろいろ考えたりも、うちの職員等ともしております。そういう点につきましては今後の検討にさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（三浦清人君）　ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君）　では復興推進課ですね、課長にも私もいろいろとお世話になりました。4月から廃止ということなんですが、国ほうでは復興庁は来年度までは存続して、その後復興庁という名前ではないでしょうけれども、また後継の組織が継続されるということで、南三陸町でもハード面は終わるんでしょうが、その後メンタル面、ソフト面ですね、そのあたりのケアも続けていくべきだと思うのですが、今回提案理由として効率的な組織運営等を図るためということが書かれていますけれども、復興推進課があと1年残ることですね、これは何か非効率であるという判断をされているのか、どういったメリットがあるのか、もう経費的なところだけなんでしょうか。そのあたりもちょっとお聞きしたい。

それと今後ソフト面の展開は何かあるのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君）　企画課長。

○企画課長（及川　明君）　まず復興庁の関係でございますが、復興創生期間が来年度で終わり

と、後継組織につきましては復興庁は引き続き残すと。津波被災地域につきましてはおおむね5年という区切りをもってということが基本方針でうたわれております。当町だけではなく、沿岸地域においては一定のハード事業についてはここ数年ではほぼ終息を迎えるだろうと。そういった中で心のケアという部分については、今後引き続き必要な措置を講じていくと。そこまで基本方針でうたってございます。そういったことも踏まえて今後復興庁と相談しながら心のケアに対してどうあるべきかというのを町としても取り組んでいく必要があると思っています。ただいつまでという部分は、心の部分、デリケートな部分でもございまして、何年までということは言えない状況かと思いますので、そこは国のほうも重々承知のうえ、今後の推移を、対応しながら推移を見守っていくというお話はされてございます。

それと今回の組織のメリットといいますか、ということでございますが、今回だけではなくて、組織のあり方を考えるときにはさまざまな意見がございますが、数点主眼をおくべきものがあると思います。まず1つは、最小の経費で最大の効果を上げるといったものがまず1点。もう1つは住民にとってわかりやすい組織であること。3点目といたしまして住民に対して説明責任を果たせる組織であること。もう1つは国、県、あるいは庁舎内のさまざまな組織との連携がスムーズに行われるものであるかどうかといったような主眼に照らし合わせて復興推進課を廃止したといたしましても、建設課で担うべき部分がかなりのメリットはあると思っております。単純に考えましても人的なものをお話ししても、1つの組織がなくなりますので、現在復興推進課は課長のほか2名の、2つの係がございます。建設課に市街地整備部分、都市計画部分を持っていくという形になりますと、1つの係で済む状況かなと思っております。そうしますと人的にも一管理職、一係長が単純に見たときにも削減されるといったようなメリットはあると思います。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。1点お伺いします。

復興推進課が建設課の中に入るというただいまの説明では理解できます。最小の経費で最大の効果を上げなければならないということはとくと承知しております。ただ、今、後にも議案が出ますけれども、まだこの祈念公園の整備は来年の3月まで残っているわけですね。工事関係も。そうした中で今、来月4月から建設課に復興推進課を削って建設課の中1本でやりたいというのは、果たして先ほどの説明の中で、住民に対して説明ができるこの1つに、それが値するのかどうかということですね。まだやっている、現実に工事がされている、来年の3月まで。課の職員を減らしても、やはりこの課は残しておくべき、今ここで再編す

るということは拙速すぎるのではないかなどという思いがします。その辺どのようなお考えですか。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 議員のおっしゃりたい趣旨もわかりますが、一定の業務が残っているからといって住民にとって不利益になるのかという考えでは毛頭ございません。住民にとってわかりやすく、かつ説明責任を果たせるという部分では建設課に復興推進課の残業務を移行することについては何ら問題はないと認識しております。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 済みません、私の説明が雑だったのかと思うんですけれども、祈念公園の現場の工事につきましてはことしの秋の完了を目指して工事を進めております。その後祈念公園の工事費の精算業務がその後までかかりますので、現在の契約は来年の3月末までなので、それまでの間にURとCMJVはいなくなると言うのも変なんですけれども、ということですので、現場自体は今年の秋の完了を目標に進めております。現場が来年の3月までかかると思っているわけではございません。以上です。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。まだありますか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 祈念公園は秋ということですけれども、この後16号、工事請負契約で八幡川西側環境整備工事事業、これらもあるんですよね。そうするとこういう工事もエリアの中の復興事業に関するものですから、やはりそこまでは来年の3月までは人数を減らしても置くべきではないかなという思いがしますけれども、今回来月すぐに新年度からというのはちょっと何回考へても拙速すぎるという考え方なんですけれども、そこはどういうふうな。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 先ほども申しましたが、仕事が少し残っているから全部終わるまでその組織を変えてはならんという考え方もわかることはわかります。ただ最小の経費で最大の効果をという部分に照らし合わせますと、議員のご指摘の部分はいささかそうですねという部分にはいかないのかなと思います。昨年の台風19号の対応につきましても、今建設課で少ない人数の中で必死になっていろいろな工事を発注しようとしてございます。そういう中で、人材も有効に活用できる、数少ない技術者を有効に活用できるというメリットのほうが私は大きいと思っております。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 来年度まで復興事業の年度で、支援の人たちもこの3月で切るというわ

けではないですよね。そうしたことを考えるとそういう支援の人たちの手伝いももらひながら来年3月の交付金も来ると思うんです。来年3月まではきちんと。そういうところですり合わせというか、課内の調整なども。この3月で支援できている人たちを打ち切るわけではないですよね。来年の3月まで。何人じやあいるんでしょうか。その辺の整合性も問われると思いますけれども、お願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 私から答弁させていただきますが、及川議員は復興事業の関係のみの視点で物事をお話ししておりますが、我々今建設課を含めてですが、取り組まなければいけないのは台風19号からの災害復旧でございます。ここの中で、限られた人数を有効に活用するというのが今の我々に求められているところでありますので、今復興推進課の中ではほぼほぼというかほぼ全て発注は終了してございます。したがいまして復興推進課の事業についてはほぼ終了と言っても過言ではない、いわゆるでき上がるのをあとは待つだけということになりましたので、こここの限られた人数を台風19号の関連の復旧事業に向けるほうが南三陸町の災害復旧の最大の力になるということで、今回のご提案をさせていただいているということでございますので、及川議員は及川議員の意見でございますが、我々は最良の方法を検討して提案をしているということであります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 私も何点か伺いたいと思います。

推進課の課長には一時期すごい形相で仕事に取り組んでいた記憶もございまして、今回このような穏やかといいますか、しっかりした顔の状況での今回の廃止、心よりねぎらいと私が言ってもしょうがないんですけども、そういった思いで推進課の課長としての最後のと言ったらおかしいんですけども、確認の質問をさせていただきたいと思います。

市街地整備ということで、前議員も言いましたように、私何度もこれまで聞いていたんすけれども、換地について伺いたいと思います。にぎわいのまちづくりということで、私商店街付近の換地についてお聞きしたいんですけども、震災から9年たって来年になると道の駅も完成するわけですけれども、以前あった1丁目1番地、町にとって、あそこの部分が7番さんの所有とその対角線上の土地があるんですけども、あとその並びの商店街の向かい側、今1軒プレハブのようなやつが建っているところなんですが、あの辺の土地というのは今後建物が建つか建たないのか、その確認なんですが、そこで換地のときにそういった条件とかはなかったのかどうか、その点確認させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　まず換地のときの条件ということでございますが、議員ご指摘のあの場所はしおさい通りという形で海にまっすぐ抜けるストレートな道の両サイドには商店なり、要はにぎわいをつくるようなお店を町としては考えているんだよということで、そういうといった方々、そういう可能性がある方について手を挙げていただきたいという条件設定といいますか、はさせていただきました。ただその際、例えば宅盤を引き渡してから何年以内にお店を建てなければいけないとかという義務的なルールまではしてございませんので、現在は数店ですかね、数店の店舗が営業されていると思いますけれども、そういう関係からできれば、これは私、区画整理とかやった担当の思いなんですけれども、できれば駐車場とかそういういった利用で永久的な利用ではなくて、お客様を呼べるような施設を換地で民有地換地として現在所有権をお持ちの方々には、そういう利用をお願いをしたいなと思っております。結局、町が義務的にこうしろという権限はございませんので、ただ町としてはこういう取り組みをしたいのでということで、それに呼応して土地を換地を求めていただいた方が結構いらっしゃるとは思っております。現在の状況でございますけれども、私、個人名とかはなかなか言いづらいところはありますけれども、そういう形で土地を取得された方においては、今年度以降お店を建築される予定の方は私は聞いてはございます。ただ町有地の換地もあの一帯にはございまして、それにつきましては管財課をして公募というような形、あるいは企画のほうで公募せずに町として政策的にこういったにぎわいづくりをということで考えているというような、民有地と町有地について二色の取り扱いをさせていただいているというところでございます。以上です。

○議長（三浦清人君）　今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君）　課長の説明であれなんですけれども、大体しおさい通りは4店ぐらいということで、今建っているわけなんですけれども、実際、再度伺いたいのは、一番のコンビニのある対角線ですか、対角線というか、その土地はコンビニがあつて商店街があつてその両隅というか対角線が空いているので、そこがもう10年になるのにずっと空きっぱなしということは町の人たちからも結構色々聞かれたりするものですから、先ほど課長答弁あったように私も説明する上でアカウンタビリティというか説明する責任があるものですから、どのように推移していくのか。例えば消防署のあたりの道路向かいの土地に売地みたいな形で出るのはわかるんですけども、せめて商店街の付近だけでもこのにぎわい創出のために何かの形でなるべきではないかと思うんですけども、その点伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

再開は2時30分といたします。

午後2時12分 休憩

---

午後2時29分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

議案第9号の質疑を続行いたします。答弁から。復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 9番議員お尋ねの場所につきましては、区画整理の申し出換地に際しまして、特段の条件はつけてございません。また、これもお尋ねのエリアの町有地換地につきましては、管財課をして公募をさせていただいておりますが、その際はどういった業種なのか等々も把握したうえで貸し付けなり譲渡という手続きをとっております。以上です。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますのでこれをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第10号 南三陸町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する 条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第7、議案第10号南三陸町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第10号南三陸町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、新たに任用する会計年度任用職員の服務の宣誓に関し定めたいため、所要の改正を行います。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定

賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、議案第10号南三陸町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明をいたします。

本条例は、地方公務員法の改正に合わせて、会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、会計年度任用職員の服務の宣誓手続きについての規定を追加するものであります。

本条例第2条において新たに職員となった者は、任命権者の面前において服務の宣誓を行うことと規定されておりますが、会計年度任用職員における服務の宣誓方法につきましては宣誓書を書類等で提出するなどをもって可能とできるものとして所要の改正を行うものでございます。

本条例の施行は令和2年4月1日であります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 1点だけ確認させてください。

服務の宣誓ということで、気を引き締めるような意味合いもあるのかなと思うんですけれども、これを新たにつけられる具体的な理由としまして、何か不祥事でもあったのかどうか、ちょっと気になるところなんですけれども、最近何かそういうトラブルとかなかったということでおろしいですか。

○議長（三浦清人君） 内容ね。内容の説明。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ご案内のとおり会計年度任用職員制度は今できたばかりの制度でございます。それも令和2年度から実際に運用されていくという制度になるわけですけれども、その際に採用時期が例えば年度の中途半端な時期に採用されるということもあります。そういったこと1回1回がその都度町長の面前でという手続きではなかなか現実的にはその時間がとれないなどということもありますので、採用と同時にその服務の宣誓をしていただくと。我々公務員の基本的な姿勢としての服務を宣誓するわけですけれども、そういったものを採用と同時に手続きができるようにということの制度改正であります。

○議長（三浦清人君） 9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺います。今回の改正なんですけれども、規定する職を職員に改めるということなんですが、この職員ということで、1点だけ簡単に伺いたいのは、普通

の職員さんですと、よく名前の前に役職というか主事とか係長とかつくんですけども、今回この制度になって、まだこれからなんだと思いますけれども、この任用制度の職員に関しては、そういういた肩書というか、どのような形で検討というかなされるのか、その点だけ伺っておきます。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） これまでいわゆる臨時職員として採用していた方々には、特段その職名という形ではつけてございませんでした。その身分が今般会計年度任用職員という、臨時職員から変わったというふうにイメージしていただければよろしいかと思います。したがいまして特段その方々に職名をつけてというのは一般的には行いません。必要があればその部署部署での呼び方というのはまた別に考えようということでございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければこれをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第11号 南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第8、議案第11号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第11号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める通知カードの廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） それでは、議案第11号南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について細部説明させていただきます。

改正文は議案書の8ページでございます。議案関係参考資料でご説明いたしますので、7ページをお開きいただきたいと思います。

まず条例改正の理由でございますが、今回の改正は個人番号カードの利用拡大を図るため、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、通称デジタル手続法が令和元年5月31日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、こちら通称マイナンバー法の第7条第1項に規定する通知カードが廃止されることになるため、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

法律改正の背景でございますが、デジタル手続法は、情報通信技術を活用した行政を推進するため制定されました。行政のデジタル化を推進するためには、公的個人認証機能が搭載された個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの利用の拡大を図る必要があることから、これまでの紙ベースの通知カードを廃止するものでございます。

条例改正の具体的な内容につきましては、南三陸町手数料徴収条例に規定する通知カードの再交付手数料に関する項を削除するものでございます。

施行日については、デジタル手続法が法律の公布の日から1年以内で政令で定める日となっておりますので、これに合わせる形となります。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑願います。

7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 通知カードが廃止になって新しいデジタルということで、この1年間に移行する町民が、町民の方が1年間に移行するということなんですかけれども、1件につき500円手数料としてかかるわけなんですかけれども、この通知カードが廃止されることによって、通知カードだけで対応している人が何人、そして今度これを新しい制度にのっとった場合のこの500円というもの、どの程度の歳入見込みしているのか、その辺お伺いいたします。通知カードが廃止になって、新しいものになるわけですかけれども、その移行になった場合のこの新しく町民の方がする場合ですね。今全員が通知カードでなくて、何%の人がマイナンバー

カードを持っていて、通知カードだけ何%の人が残っているのかと。それがこのデジタル化することによって、どの程度出てくるのか、移行されるのか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） ちょっと質問の趣旨がよくわからないんですけども、通知カードからマイナンバーカードが交付されている件数につきましては、大体1,500件ほどございます。交付率にいたしますと1月末現在なんすけれども、町全体で11.8%くらいでございます。その通知カード、紙ベースのものにつきましては、3、4年前にこの制度ができたときに全国の方に通知されておりますので、それをなくした方に再交付するという、今回その手続き自体を廃止するということでございます。ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 何を聞いているんだかわからないと言われないように聞こうと思いますけれども、通知カードを廃止するという文言があるんですよね。だからこの条例を改正すると、その日から町民の皆さんのが持っている個人番号通知カードが使えなくなってしまうのかという誤解を招く表現になっているかなと思いますので、そうではないと思うんですけども、そうではないならそうではないとお答えいただきたいのがまず1点です。

再交付の手続きをなくすということは再交付できなくなるということですね。ということはマイナンバーカードを取得する以外に自分の個人番号を知る方法がなくなるということだと思うんですけども、そこへのフォローは何か考えているんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） マイナンバーカードができない人ですね、通知カードが交付された方は使えなくなるのかというお話なんすけれども、住所が変わってしまうとそれを今直さなくてはいけないような形になっているんですけども、その手続きが煩わしいということで、この再交付手続きを廃止しましょうという形なんですが、今あるカードが使えなくなるわけではないんですけども、その住所が変わっていないということを証明するためにもっとほかの書類が必要になるということで、手続きが複雑になるというところでござります。

それから通知カード自体廃止されるんですけども、新しく個人番号通知書という形で、今のところまだはっきりしていないんですけども、番号を通知する、お知らせする書類自体は新たにその廃止以降については新たに発行されると。新規の人は発行されるという形に

なります。現在わからないという方につきましては、住民票でその番号が入ったカードを交付することはできますので、それにかわって取得はできるというところでございます。

それからマイナンバーカードを取得する際には、個人が認証される、個人が証明できるカードがあれば、厳格のようなんですけれども2種類ぐらい顔写真が必要なんですけれども、そういういた書類があれば自分の番号を忘れた場合でも交付するということは可能でございます。

○議長（三浦清人君）ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君）なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第12号 南三陸町地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君）日程第9、議案第12号南三陸町地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君）ただいま上程されました議案第12号南三陸町地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、卸売市場法の一部改正に対応すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君）担当課長の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君）それでは、議案第12号南三陸町地方卸売市場条例の一部を改正する条例制定について細部説明をさせていただきます。

内容につきましては、議案参考資料8ページ、9ページの新旧対照表をお開き願います。

まず、今回の一部改正いたします条例の背景でございますけれども、食品流通において加工食品や外食の需要が拡大するとともに、通信販売、産地直売等の流通の多様化が進んでいることから、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、卸売市場の実態

に応じて創意工夫を生かした取り組みを促進するとともに、食品流通における物流コストの削減、品質衛生管理の強化などを図るという必要があり、公正な取引環境の確保と卸売市場を含む食品流通の合理化等を一体的に促進する観点から今回の法律改正となったというものでございます。

目的につきましては、卸売市場法が改正され、令和2年6月21日から施行されることに伴いまして、都道府県知事の許認可制から認定制となりました。宮城県卸売市場条例及び施行規則が廃止されることから、所要の改正を行うものでございます。

改めまして議案参考資料の新旧対照表8ページの第1条につきましては市場の設置、第4条第1項はその利用許可に係る定義、規定の改正でございます。同じく改正案の第4条第4項は、市場を利用しようとする申請者に対する町長の不許可基準の追加でございます。

次に9ページ、第5条でございます。第5条は許可の取り消し等の見直しとなります。下段の第9条第1項と第2項は文言の整理となっております。

以上で細部説明を終了いたします。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） この不許可基準の追加ということで、（1）の法令の規定により罰金以上の刑、この罰金以上の刑というはどういうその内容のものなのか、その辺。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 罰金以上の刑といいますのは、一般的には懲役というふうに理解しております。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 罰金は入らないんだね。罰金そのものは。入るんでしょう。罰金以上だから。ということは、例えば交通違反などして罰金など払った場合はどうなるんですか。反則金だって罰金だっちゃ。その罰金の範囲ってさまざまあると思うのさ。どの辺を想定しているのか。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

午後2時49分 休憩

---

午後2時51分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 先ほど例えの話でございましたけれども、交通違反等に関する反則金に関しては、これは行政罰でございます。したがってここで言っている罰金に関しては、刑事罰という内容でございます。例えばただ交通違反でも飲酒運転等した場合は刑事罰になりますので、そういった意味でのここでいう罰則という内容でございます。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） そうすると刑事罰にそこに絞るということなんだね。これね、なぜこんなことを聞くかというと、もしかすると罰金をしっかりとしておかないと、後で不許可にしなければいけない場合が出てくるかもしれない。そういうことにつながる恐れがあるから、その罰金の内容はしっかりとしておかないと、今後問題が起きますので。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） その辺しっかりと基準を明確に設けたいと考えます。

○議長（三浦清人君） ほかに2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 参考資料8ページの新旧対照表の第4条のところなんですが、今までは宮城県知事の許可を受けた許可制ということだったんですけども、これが新しく卸売市場法第2条で定められる卸売業者ということになるわけで、いろいろまた条件などが書かれていますが、この改正によってこの業者の方がハードルが高くなるのか、ハードルが低くなるのか、業者の数が今どれぐらいいて、その数が余り影響もなく同じ人数が、業者数が維持されるのか、あるいは間口が広がってふえることを期待できるのかどうかとか、そういった見通しというか感触というのがあればお聞かせいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 今回の改正の背景でも説明いたしましたけれども、この改正というのは大規模市場の改正を主眼に置いているものでございます。当町のように小さい卸売市場につきましては、それぞれ取引のルールというのは各市場ごとに決めていいというふうに実はなっているものでございます。ただたまたま今回都道府県知事の許認可制が認定制に変わったということで、所要の改正を行ったものですので、この改正によって現在の市場の取引がどう変わるかという部分の影響というのは全くないと考えてもらって結構だと思います。

○議長（三浦清人君） 間口が広がるという形はどうなの。農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 間口を広げる、広げないに関しては町としては今般来年度

予算にもいろいろ市場の動向の動きに関しましては計上いたしますけれども、町としては市場の活性化も含めて人、設備という部分は考えておりますので、ここは従来のとおりの全く踏襲するということではなくて、方向としては間口を広げるような方向で進んでいきたいと考えています。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第12号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第13号 南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定について

日程第11 議案第14号 南三陸町漁港管理条例及び南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第10、議案第13号南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定について、日程第11、議案第14号南三陸町漁港管理条例及び南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定について。

お諮りいたします。以上2案は関連がありますので、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は一案ごとに行います。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第13号南三陸町道路占用料条例の一部を改正する条例制定について、並びに議案第14号南三陸町漁港管理条例及び南三陸町準用河川占用料等条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本2案は道路法施行令の一部改正に伴い、町道の占用につき徴収する占用料の額を見直すとともに、当該道路占用料の改定に準じ、漁港施設占用料及び土地占用料の額を見直したいた

め、各関係条例について改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第13号の細部説明を申し上げます。

町長説明のとおり、道路法施行令の一部を改正する政令が令和元年9月に閣議決定をされてございます。

内容につきましては、平成30年度の固定資産評価額の評価替え等を踏まえ、占用料を見直す内容となってございます。具体的には土地価格の上昇がみられるため、占用料に反映されたという内容でございます。町の占用条例は道路法施行令別表に準拠しており、施行令の改正に合わせ条例の見直しを行うものでございます。

議案関係参考資料の10ページから16ページに新旧対照表がございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

なお、条例の施行日は令和2年4月1日となってございます。

次に、議案第14号でございます。

同じように漁港管理条例、準用河川の占用料等条例につきましても道路法施行令の別表に準拠した内容となってございますので、合わせて今回改正する内容となってございます。

議案関係参考資料の17ページから24ページが新旧対照表となってございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

なお、施行日につきましては同じく令和2年4月1日でございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑願います。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） いずれも料金も数字も変わっているようですが、今説明がありました土地価格が上昇しているのが原因だと、理由だと捉えました。ということは総額としましてこれによる占用料の額というのは土地価格が上昇しているということであれば増額になるということの解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 占用料という名称ではございますが、実質的には賃借料と考えていただければ結構だと思います。というわけで元の土地の値段が上がれば当然賃借料も上がっ

ていくということで、これまで数年間どっちかというと全国的に下落傾向にありましたが、平成30年の調査により上昇傾向がみられたということでございますので、国としては政令の改正を行ったという状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私はただいま地価の関係で上がっているということをお示しいただきました。そこでこの第一種電柱、第二種、第三種とあります。電話もそうなんですけれども、この違い、一、二、三の違いとこの一律で上がったわけないんですけども、その上がったこの金額の根拠ですね、その辺をお示し願いたいと思います。

これが上がることによって80円、それから110円、150円とかなり上がるわけですけれども、これによって新年度の金額、どのぐらいになるのか。上がったことの。その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦孝君） 一種、二種、三種につきましては、乗っかっている電線の数でございます。具体的には議案関係参考資料の14ページをお開き願いたいと思います。下段に説明がございます。第一種電柱とは、要は3条、電線が3本でございます。第二種は4本から5本、第三種は6本以上乗っかっている、それをそれぞれ一種、二種、三種と呼んでございます。

それから根拠でございますけれども、基本的にはその計算方法とかが国では公表してございません。結果しか伝わってございませんので、いかなる価格の上昇がみられて、それに伴ってどういう計算をするという額になるか、残念ながらこちらとしては捉えていないという状況でございます。

それから今回の改定によりまして、ほぼ年額30万円ほどの収入増ということになりますが、ただこれにつきましては毎年更新をしているわけではなくて、5年に1度の更新になります。ですから既に契約をしている部分については従前の価格で期限まで納付していただくということになりますが、4月1日から新たに占用申請された方が今回改正された金額で占用料をいただくということになりますので、実際30万円の増となるのはあと2年ほどかかるという予定でございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） じゃあこの辺のこの改定になったことを広報か何かでお知らせということは今後あるかと思われますけれども、その辺はどういう周知の方法をとられていくのかお

知らせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まずもって大口の方と小口といいますか、個人の方がいらっしゃいます。個人の方につきましてはほぼ排水パイプとかというのが多くて、ほぼ100円程度の占用でございますので、今回この値上げによる影響はないものと考えてございます。大きいのは企業の部分で電力とNTT、この辺が多分大きく変わるんだろうと思ってございますけれども、この情報は逆に言うと町、当然国も4月1日からということになってございますので、既に両会社ともこの情報は行っているものと考えられますので、特にその両者に対して通知はいたしません。逆に値下げのときはすぐ来まして、値下げしてくださいと言われますけれども、制度的には契約期間が残っていますので、その時は拒否をしてございますので、今回につきましても次の契約更新のときに価格の変動がございますが、そういう場合は町のほうに問い合わせはございませんので、当分こちらからも当然お知らせはしないという状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。今予算書を見ていてあれだったんですけども、先ほど課長の答弁では今回30万円ぐらいの増ということなんですが、従来どれぐらいだったのか、今まで。そこをもし答弁できるのでしたら伺いたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ちょっと今予算書を持っていないので正確な数字は言えないんですけども、昔といいますか、合併当初は全体で300万円近い占用料がございました。ただだんだん土地価格の下落、それから制度の改正がございまして、多分100万円前後まで落ち込んだと考えてございます。記憶してございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。ないですか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに議案第13号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第13号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第14号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第14号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第15号 南三陸町消防施設整備等基金条例及び南三陸町地域経済活力創出基金条例を廃止する条例制定について

○議長（三浦清人君） 日程第12、議案第15号南三陸町消防施設整備等基金条例及び南三陸町地域経済活力創出基金条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第15号南三陸町消防施設整備等基金条例及び南三陸町地域経済活力創出基金条例を廃止する条例制定についてをご説明申し上げます。本案は、各基金の当初の設置目的を達成したことに伴い、当該各基金について廃止するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋一清君） それでは、議案第15号について細部説明をさせていただきます。

本条例は2つの基金について、それぞれ財源の活用が終了することに伴い、基金条例を廃止するものであります。

1つは消防施設整備等基金ですが、議案参考資料の25ページをどうぞご覧いただきたいと思います。

消防施設整備等基金ですが、こちらは旧志津川町が消防施設整備促進を目的に平成10年度に設置した基金であります。合併時からその資金が動かない、動かないといいますか使われない状態でここまで至っております。今回令和2年度当初予算の中で、消防団の防火衣等の備品を購入する財源として活用するため、基金を全額取り崩すのに伴い、基金条例を廃止するものであります。

もう1つは地域経済活力創出基金で、令和元年度まで起業支援補助金などに充当して基金財源がほぼ終了したことで、条例を廃止いたします。この基金は平成21年度に国の交付税措置されたものを基金に積み立てて運用してきたもので、財源がなくなり次第廃止する計画で

まいりましたので、この機に廃止するものであります。以降の起業支援等補助金事業につきましては、毎年度の一般会計予算の中でその必要を評価しながら進めてまいりたいと考えております。

本条例の施行は令和2年4月1日となってございます。

以上細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 平成21年度、私ちょっとここにおりませんでした。以前の話なんですが、国からの基金ということで積み立ててきたということで今説明いただきました。この地域経済活力創出基金のほうなんですけれども、こちらのほうが金額が多いんですが、これは一体ちょっと私当時のことをわかつていないので、どういう使途で使われてきたのか、これを使ってどういう効果があったのか、何か具体例があればお示しいただきたく思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 財源自体は麻生内閣時の一兆円の地域活性化経済危機対策臨時交付金という措置の中で行われたもので、これを受けまして南三陸町では新たに起業、いわゆる事業を起こす、そういった起業への起業活動の支援を行うものとして、補助金として活用してまいりました。23年度からこれまで通算で36件ほどの事業者、新たな起業者に支援を行って、それらの営業状況としては現在全て営業を継続中という状況でございます。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 36件の事業者ということですけれども、これはどういった業種、幅広い業種に満遍なく行き渡っているのかどうかですね。その後、それぞれ売上高も上げ、成長しているのかどうか、その辺の効果が結果として出ているのか、例えばつなぎ資金に使われたとか、そういうのはちょっとどうかなということも言いたくなるんですけども、やっぱり売上高も右肩上がりで上がっているのかどうか、そのあたりの検証はされていますでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） まず制度の枠組みですけれども、つなぎ資金という場合は、当然既存の事業者が事業を経営している途中につなぐという意味になりますので、そういったものには一切補助金としては使っておりません。いわゆる23年度以降で言えば震災後に新たに事業者と、事業活動に取り組みたいということで手を挙げてきた方、1年程度の実績の中で評

価をして、支援をするという形の推移となっております。事業が継続しているということは、震災後のこの町の産業活動に貢献しているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。この先ほどの説明の中で、消防施設整備等基金、これは合併時前から旧志津川から平成10年のときから積み立てしてきたものだということを伺ったんですけども、それは間違いないですね。するとこれは21年度末からは起債がありますけれども、そのときからのこの基金は、私が理解しなかったのか、これ別個で要するに基金は基金としての別個扱いにしてきたのか。この基金を今までの利息ですね、これ別個にしてきたとすれば利息がついているはずだと思うんですけども、どういう扱いにしてきたのか、その辺をお伺いします。こちらのほうは使われなかつたと。地域経済活力創出基金のほうが36件の支援ができたというわけなんですけれども、今30年度末で700万、それを今回取り崩すことなんですけれども、それらは廃止になるからこれらはどちらも30年度末で880万、そこから700万、これは使い道ですね、その辺と利息の関係をご説明願います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 済みません、私のほうでは消防の施設基金が平成10年と申し上げましたが、平成6年からのスタートでしたので訂正させていただきます。

○議長（三浦清人君） 会計管理者。

○会計管理者（三浦清隆君） この消防の基金でございますが、旧志津川町の時代に、平成6年の9月30日、平成6年の9月定例会で条例を提案いたしまして整備した基金でございます。ちょうど平成6年と申しますと、バブル期が崩壊して非常に町の財政状況もあまり芳しくない状況下でございました。そういう状況下にあって、いわゆる防災のまちづくり事業、防火水槽とか消防ポンプの購入に当たっては、地域要望はあってもなかなか全地区に一年度で対応することができなかつたものですから、それに見合った形で地域要望に対して、地域から町へ寄附金を頂戴するという、当時そういう制度設計のもとにこの基金をつくりました。ただ震災後、昔の予算書、決算書が大分流出しておりまして、手元に残っている決算書とかが平成10年度以降、途中抜けていたりするんですけども、10年度からの残高しかわからいません。平成10年度には志津川町消防施設基金として3,250万ほどありました。それ以後各地区から一応寄附金として350万とか450万とか、毎年度受け入れましてそれに見合った形ではないんですけども、それを基金を受け入れた部分を一般会計に繰り出しをして、一般会計は繰り入れをして、その財源をもとに消防の施設整備を行ってきたということでございました。

ただ、合併前、平成16年度の残高の段階では878万1,000円ということで、以後その基金については定期預金と普通預金に分けていましたけれども、まず動かさないで合併の平成17年10月を迎えたので、それ以後本日に至るまでは単に預金利子だけの部分を追加して、積み立てをしてきたということで、全体枠では令和元年度末では886万ほどの見込みとなりますので、条例をつくってから早もう26、7年の時間も経過しております、合併以後全く使われていないということですので、本来であれば消防の施設整備は町の単独事業で行うべき事業でございますので、当初の目的は終了したと判断いたしまして、今般この条例は廃止するものでございます。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　経緯についてはわかりました。これを廃止するにしてこの残高をどのような施設整備に使われると思うんですけれどもその内容をお聞かせください。

○議長（三浦清人君）　総務課長。

○総務課長（高橋一清君）　最初の説明の中で申し上げましたが、消防団の防火衣ですね、消防活動のときに着る銀色の頭から下まで熱を通さない服、防火衣を購入するものでございます。

○議長（三浦清人君）　ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）　ちょっと私もわからないことで、この起業支援に使われたという内容の部分なんですが、震災後にグループ補助金も使えない、どこからも資金がないという人たちが、ちょっと私にも相談に来たんですが、なかなかそういった起業家の人たちにこういった情報が伝わっていないような状況があるのかなと思っています。こういった起業家支援は今町おこし協力隊とかそういった人たちがいろいろな事業を始めて、そういった人たちに関してはこういった起業支援がありますよということで、町でとりあえず町おこし隊とか、それ以外の企業の町と接点の近い人たちに優先的にこの起業支援金が使われているんじゃないかなと私は感じているんですが、その辺のこういった制度があるということの周知も含めて、その状況を教えてください。

○議長（三浦清人君）　商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君）　それでは基金を活用した事業につきましては、当課で実施してございますので説明をさせていただきます。まず制度の基金のほうの内容について少し触れさせていただきますと、普通交付税の措置によって、当時経済が右肩下がりになっている中で、今とは真逆で会社の運営ですとか、それから雇用が厳しいという時代に、その算定の中でしっかりとそういうものに取り組むようにという計算の過程が設けられました。その中で平

成21年度に6,000万円、続けて22年度に5,000万円の積み立てをいたしまして、全体1億1,000万円の基金をもってこの事業を推進してきたというところです。造成から約10年というところで取り組んできたということになります。

おおむね先ほどより説明が出てますとおり、事業につきましては起業支援補助金というこの財源として活用させていただいておりましたし、あと新規学卒者ということで、学卒した方々、町内の企業の皆さんのが雇用していただいた場合にお一人30万円を奨励金として支給するという制度がありまして、こちらに活用させていただいてきたという内容で、件数については先ほど総務課長からご説明があった内容でございます。

制度の概要につきましては、一企業当たり起業支援補助金につきましては、300万円を上限に補助をさせていただきます。内訳として、設備投資に200万円、それから運営、雇用に関する経費ということで100万円を上限とさせていただいているという状況でございます。年度当たり約5件を見込みまして、これまでずっと年度予算として1,500万円の予算ということで取り組みを進めさせていただいております。

広報を通じまして全て公募という形で募集をさせていただいております。震災後、特にあとホームページ等も通じて募集をさせていただいておりまして、応募の状況によりましては年に一度、ないし二度ということで、1から2回の募集をさせていただいて、内容につきましては、提案者からのプレゼンを頂戴して審査会を設けてございますので、その審査会で採用の可否を検討して決定をしていくということでございます。

なおご質問にありました創業支援というのは、これとはまた別枠な制度として設けてございまして、国が今後の新しい産業を育てていこうという取り組みを、当町も震災後の状況を踏まえまして必要ということで、そちらにも取り組んでいるということなので、二本立てといいますか、一緒の取り扱いとしてきてているということでございまして、これまでさまざま業種に支援をさせていただきましたが、今でも現状営業されているということでございまして、投資効果としては十分あったと認識してございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） わかりました。これまで基金として30万という数字も聞いたことがありますし、300万という基金のお金の支出も聞いたことがあります。その根底にあった財源というのがこの部分だという今の課長の説明だと思います。そして起業している方、そして300万を支援している方は順調に今も経営を続けているという説明だと思いますが、この町内の高卒者、その卒業者に対して、前は企業だったりとかあと個人という形になっているんですけど

れども、これは有効に使われているという町の判断でしょうか。それを使ったけれどもやめてしまったとか、企業で雇用したけれどもやめてしまった、こういった事例も私はあると思うんですが、やっぱりその辺は有効にしっかり町の思いのとおりそのお金が有効に使われているかというのがやっぱり議会の中の監視の部分だと思いますので、その30万の高校生、あと事業者に30万、この辺は順調なのか。この団体に対しての300万の使い道に関しては順調にいっているけれども、高校生の就労に関しての支援が有効に使われているか、その現状だけ教えてください。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） まさにそういう部分があって、こちらもちょっと調べてみたんですが、やはり全ての方が個人と就労された方については、離職されているケースもあるということになりました。昨年かけて、一昨年かけまして制度の見直しをかけさせていただきまして、令和元年度からちょっと内容を変更させていただきました。これまで雇用奨励ということで、企業側に30万円を支出させていただいておったんですが、それを就業するご本人にお渡しする制度にちょっと内容を変更させていただいて、企業側はその雇用を確保する取り組みに対する経費に対して補助をしていくというスタイルにかえさせていただきました。大きく言うと二本立て、あとそれにさらに関係団体がやるようなところにもということで内容を詰めさせていただいておって、昨年10月から正式にスタートをしているという状況でございます。一応こちらもやはり効果の測定というのは必要と考えていますので、一旦5年間の経過を見させていただいて、その効果測定をしながら制度の変更等々は引き続き検討していきたいと考えておりますが、いずれそういう今労働力がなかなか確保できないという状況は依然引き続いているので、次年度以降も引き続きそこは取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 提言として1つ言いたいのは、町とかかわりの深い人たちが重点的にそれを使うとか、あとはその情報を早めに得た人たちだけが有効に使うとか、やっぱりそういった制度であってはならないと。町民に関して公平、平等に使えるような制度でないとだめだと思うんです。そういった中で課長の説明の中で、5年間の経緯の中でその進展を見ておかしいところがあったら直していくという形の制度改正も今後行っていくと思いますので、その辺は町のほう、まして課長の目、町長の目もあるんでしょうけれども、とりあえずその目をしっかり磨いて公平な財政の活用、町の財源の活用、その辺をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 議案第16号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第13、議案第16号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第16号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度八幡川西側環境整備工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） それでは、議案第16号工事請負契約の締結について細部説明をさせていただきます。

議案書の24ページをお開き願います。

契約の目的、令和元年度八幡川西側環境整備工事。

契約の方法は指名競争入札による契約であります。

契約金額、2億3,760万円。

契約の相手方は株式会社田名部組仙台支店南三陸営業所長です。

議案関係参考資料の26ページをごらんください。

本工事は、志津川地区の八幡川西側震災復興祈念公園の北側及び南側の3つのエリアを対象範囲として実施する内水排除を目的とした工事であります

工事の概要といたしましては、敷地造成工約11ヘクタール、排水構造物工、側溝、ベンチフレーム、ます等、約1,200メートル。そして路盤工約9,700平米であります。

東日本大震災によりこのエリアの土地は排水施設が被災後機能していないままの状態であるとともに、土地の陥没がそこかしこに見られ、大雨が降りますと雨水がたまるなど、排水不良を来ております。今般本工事を実施することによりまして、この排水不良を改善するとともに、本工事完了後、当該エリアを自然的土地利用たる利用をするための基盤を整備するものであります。

入札は先月14日に執行されております。

契約の方法は指名競争入札による契約。

入札には6社が参加されております。

予定価格、入札回数、最低額、最高額、契約保証金、前払金は記載のとおりであります。

工事期間は、令和3年3月19日までといたしております。

27ページには位置図、28ページ、29ページには造成計画平面図を、30ページには仮契約書の写しを添付しております。

以上で細部説明を終わります。

○議長（三浦清人君） 担当課長によります細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 参考資料28ページ、29ページの平面図の中に斜線が引いてある部分があるんですけども、これは民有地であるということで理解しているんですけども、それで正しいでしょうか。もしこれが民有地であるのであれば、それぞれ地権者の了解を得た上でこの議案を出されているのでしょうか。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 資料の斜線部は民有地でございます。民有地のうち今回の造成工事に伴いまして、盛土を行うという方々の土地につきましては、あらかじめの了解をいたしております。全部で参考までに10人ですかね、10名の方々の土地があります。以上です。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） この中で高野会館のところですけれども、どうも説明を受けていないということで、首をひねっていらっしゃいました。説明会みたいなことはやられたんですか。いつどこで何人ぐらい来たのかとか。そういう説明会があったのかどうかそれをお聞きしたいのと、あとこの図面の中には道路らしきものがあるんですが、話を聞くところによると道

路が以前は町道だったんですけれども、今は町道ではなくなっているというような話を聞きまして、ちょっとそのあたりも確認させていただきたく思います。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　まず個別にそれぞれ連絡を取りまして、個別の説明をさせていただいて、盛土を行うという予定の地権者様からそれぞれ個別に説明をした上で了解をいたしております。高野会館のご質問がございました。全く説明をうちとして放棄しているわけでも何でもございません。全体での説明会をというお話もございましたが、既にこのエリアにつきましては何度も土地利用の町の考え方を対象地権者の方々にご説明をした上で区画整理エリア内の町有地との土地交換を町としてお願いできなかというお話をさせていただいて、ほぼほぼご理解をいただいていると。その際に土地利用のご説明もさせていただいているということはございましたので、現在その方針にしたがって肅々と進めているというところでございます。

高野会館様の件でございますけれども、町として全くしていないわけではございませんで、町としてなかなか会いづらいと、会えないという部分もございましたので、郵送で町のこの造成の考え方、計画をお示しをいたしました。それに対するご質問等もいただきましたので、町といたしましてはそのご質問に誠実にご回答させていただいていると。今後においてもこれで終わりとは考えておりませんで、今後もこのエリアの高野会館周辺の工事につきまして、説明を必要に応じてさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

町道、29ページの汐見町エリアの12月の定例議会で災害復旧の町道ということで議決をいたしましたのは、この白のU型といいますか、この道路でございます。そのUの底の部分のちょっと上のピンクがかった部分、ここが昔の町道の位置でございます。これにつきましては現在町道の認定は廃止をいたしております。今の権原といいますか、の関係につきましてはそういうことでございます。

○議長（三浦清人君）　契約とか何かしないのか。ただ説明だけか。それでオッケーなの。説明をしただけでいいということか。その説明を受けていないということなんだけれども。（「だから説明しました」の声あり）倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君）　高野会館の所有者の方ですけれども、私がけさも聞いたんですが、説明は何ら受けていないということで言っていました。ですから今の課長の説明とちょっと不一致だということです。あと町道の部分ですね、この大きなところは町道、U字型のところですね、これ大きな町道なんでしょうけれども、そのほかの小さなところですね、このあたり

も以前は町道だったと。それが今は町道でなくなっていると。これはどこかのいつかの議会なりで議決された上で町道を外したのか、その辺がちょっと不明確だと感じています。もしこれ議会にとっていないのであれば、ちょっと問題かなと思います。そのあたりどういう経緯でどういういきさつをもって町道から外れたのかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　3月になりましたので2月に郵送で、質問が昨年の11月に来ていたので、それに対する回答を先月郵送で来た質問に対してまた本町も郵送で相手方にお送りをさせていただいております。なので直接面前での説明は受けていないということであればそのとおりかもしれません、町としては直接面前、全然かまわないのでご説明をさせていただきたいというお話をさせていただいてはおります。ただ全体でのという部分がございましたので、そこにつきましてはあえて全体ではなく、個別に丁寧にこの周りの状況について説明するのが妥当だろうという判断の中で個別の説明をお願いさせていただきたいということで、お話をさせていただいております。私からは以上です。

○議長（三浦清人君）　建設課長。

○建設課長（三浦　孝君）　次に町道の廃止でございますけれども、当然町道の認定、廃止には議会の皆様のご決定は必要でございますので、それはすでに提案をさせていただいて、決定をいただいているというところでご理解をお願いしたいと思います。いつの議会かということになるかと思うんですが、それについては今資料がないのでいつとは申し上げられませんが、当然に手続きはさせていただいております。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　説明の関係につきましてはそのとおりでございます。29ページをお開きいただきたいんですけれども、当然排水施設を整備するに当たって29ページのこの汐見町エリアの流末は八幡川の河口部のちょっと見づらいんですけれども、河川のバック堤の一番端の部分ですね、海側の部分に排水を流していくということでございます。当然北側から南側のほうに水を流す関係がございまして、汐見町エリアのこの部分の高さを検討したところ、グリーンで着色をあえてしているんですけれども、ここはでこぼこしていて水がたまったりしている部分なんですけれども、基本的にこの部分については大幅な盛土はいたさないという部分の意味で不陸整正というふうにあえて表示をさせていただいております。高野会館様の土地の東側の部分にこの緑色の着色をしてございますけれども、ここは当然今回の工事エリアでございますが、基本的にはほぼこの部分は盛らないと。高野会館様のこの着

色している細いちょっと建物の東側の部分、これが高野会館様所有の土地でございますけれども、ここにつきましても現計画ではほぼ盛らないと、盛れないということでございまして、本工事に当たりまして、例えばこれ高野会館様の土地にどうしても触らなければいけないという部分であれば、やはりこれは同意なりが必要になってまいりますが、現計画ではこのあたりにつきましてはほぼ現地盤の状態のままということでございます。こういった話も直接面前で丁寧にお話をさせていただくともう少しお互いに理解が進むのかなとはちょっと思ってはおるんですけども、こういった部分も含めまして相手方と文書でのやり取りという形にはなってございますけれども、質問、回答という形で対応させていただいているというところでございます。以上です。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 課長も大変苦労されていると思います。本当は面前で顔を突き合わせて話をしていくばもっと話はスムーズに済むのかなと思いますが、今朝私が聞いた話では了解はしていないということで聞いております。あと町道の件ですね、今ちょっと手持ちではいつの議会で可決されたのかわからないということでしたけれども、また後日でも結構ですので、いつの議会で可決されたのか、それをお示しいただければと思います。以上終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 29ページの資料の中より道路で国道から下りていく道路が記載されております。これは建設課のほうから言わせれば、道路構造令に従っているからこれでいいんだというご回答のようでしたけれども、やはりここを通って歩くのはバス、観光に来た方たちを乗せて歩くので、やはり安全も確保しなければならない道路でなかろうかなと。構造令上だけではなくて、やっぱりそこは民法というものがまた別にあります。そうした中、これを考えていくと、そういう安全面から考えた場合、この行きどまり道路というものはどういうものかなという思いがいたします。それが1点と、それから前回ちょっと私もいつの何回目の定例会だか忘れてしましましたけれども、この工事の工事契約が出ました。この道路の。それというのは中身は今ある道路を改良するのか、新たにまたこれとは別に新たにするのか、その辺もう一度ご確認、説明をお願いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 済みません、1点目ですけれども、通行の安全とそれ以外の部分で2つあります。車両の通行につきましては、バスであろうと乗用車であろうと、適切に通行できるような構造となってございます。それから行きどまりの話でございますけれども、前

回もお話ししましたが、高野会館の南側の町有地に車回しがあるということで、決して行きどまりでありますけれども、安全に引き返してこられないという構造ではございません。

それと現在の乗り入れ道路、一部本設に近い形と一部仮設でございます。国道から五、六十メートルはほぼほぼあの形で残って、そこから先が今回この図面、29ページの図面に示されたような形、姿に変える工事をこれからしようとしてございます。当然国道と敷地の高低差は決まってございますので、道路が長くなれば長くなるほど緩やかな道路ということになりますので、現在ちょうど先ほど2番議員さんの質問にございましたが、廃道した道路ということで、ちょうどU字型の底のピンクの部分、ここにほぼほぼ直接接続をしてございますが、その部分がちょうどU字型の底の部分も使って、その高さまでもっていくということでございますので、多分はるかに緩やかな道路になるかと思います。議員、毎日自宅から国道45号に落ちてくると思うんですけども、あれがもしこれが危険だということになれば、毎日通われている道路はもっと危険だということになりますので、我々も事故が起きるような道路をつくろうと思って仕事はしてございませんので、そこはご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君）　及川幸子君。

○7番（及川幸子君）　それからこの今の部分が27ページの資料の中でA、B、Cと位置図がA3とA1とA2になっております。前回この東側のA2となっているところの国道から保呂毛側に下りていく道路、あそこの暗渠、そういう整備、水はけが悪いので、そこも整備するということの説明を受けて、私は記憶があるんですけども、そういう説明がなかったと言うかどうかわからないんですけども、これもまた再度出てきてその3カ所で2億何千万ですか、2億3,700万、そういう金額が出ておりますけれども、これって最初からのこの公園エリアの中に含まれなかつたのか、今ここに最後になってきてこれが出てきたのか、その辺のご説明をお願いいたします。

○議長（三浦清人君）　復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君）　ちょっとよく質問が理解していなかったらごめんなさい、このAの1、Aの2、Aの3、このエリアにつきましては当初祈念公園も含めてこの八幡川の西側全体での公園を町は計画をいたしましたが、結果的に現在の約6.3ヘクタールということで祈念公園の事業になったということから、このAの1、2、3、これにつきまして自然的土地利用を図っていこうということで、意思決定を町としていたしましていろいろな取り組みをしてきょうに至っているところでございます。なので本工事は復興交付金の効果促進事業という中で実施をするものでございますが、その交付金の申請の際も最初からこのA

の1、Aの2、Aの3、約11ヘクタールですか、このエリアにつきまして内水排除事業ということで申請をして認められ、きょうに至っていると、経緯を申し上げればそういったところでございます。途中からぽつとAの2が追加されたという認識はございません。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 我々はここの議会に出てきて提案になったときしか説明会ももちろんされていないし、わからないんですよね。そうするとこの祈念公園の整備というと、2つの祈念公園と防災祈念公園、その2つの関係の公園と思ってきました。それが今ここにきて2億3,700万ですか、それが出てくるとその北側から入る道路ということの整備も駐車場の整備だよということも聞いていました。そしてこのA2のそれも以前に水はけが悪いからその整備もしますよということも聞いていました。そういう中で今までここで出てくると、2億4,000万近いお金が出てくるとちょっとまた出てきたのかという思いがいたします。この公園はこれで終わりなのかどうなのか、もう一度お願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 震災復興祈念公園はこの27ページの八幡川右岸側のこの着色している部分でことしの工事自体は秋ですかね、秋の完了を目指していると。ここ以上でも以下でもございません。あと水はけが悪いのでというお話がございましたが、この今ご指摘のAの2のエリアにつきましても国道45号、あとは県道登米志津川線、そしてJRの線路跡と、あとはバック堤ということで、周りが高くなりますことから排水対策が必要であるということで、今回排水対策を行うというものでございます。

○議長（三浦清人君） 3回終わりました。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明4日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明4日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時56分 延会